

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の意思決定に関する透明性・公平性・迅速性を確保しつつ、責任体制を明確化することでコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。また、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シンキョー	420,000	9.72
株式会社和田商会	310,000	7.17
株式会社第四銀行	204,000	4.72
大協リース株式会社	200,000	4.62
村山 勤	188,000	4.35
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	150,000	3.47
井嶋 孝	102,000	2.36
山津水産株式会社	97,716	2.26
新田見 富美子	67,000	1.55
株式会社氷室産業	60,569	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	2月
-----	----

業種	食料品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
村山 栄一	他の会社の出身者							○	○				
松原 紘	他の会社の出身者												○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適格項目に関する補足説明	選任の理由
村山 栄一		村山 栄一氏は、当社の主要株主であり取引先でもある株式会社シンキョー及び大協リース株式会社の代表取締役社長であります。	会社経営の経験・会社経営の戦略等に高い見識を有し、当社の経営体制強化のための的確な助言等により、取締役会の活性化に協力いただけるものと考え、選任しております。
松原 紘	○	独立役員	長年にわたり会社経営に関与されており、財務及び会計に関する専門的知見に加え、幅広い知識・経験を有しております。経験豊富な経営者として、企業経営全般に対し有益な助言や意見をいただけることを期待し、選任しております。 同氏は、当社と一切の取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役監査には、社外監査役3名から構成される監査役会にて策定した監査方針及び監査計画に基づき、法定監査を行うとともに、経営監督機能の強化を図ることに重点を置き、業務執行を監査しております。監査役会では、会計監査人から定期的に監査の実施状況の報告を受け、内部監査室と連携し、実効的な監査を行っております。  
 ・当社の内部監査には、内部監査室に1名を配し、法令・規程への準拠性やコンプライアンスの観点から、各部門の業務が法令及び社内諸規程に従い、適正かつ効率的に運用されているかの監査をしており、監査結果は、代表取締役社長及び常勤監査役に通知し、関係部門に対して周知徹底に努めております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
渡辺 弘	他の会社の出身者														○
山田 学	他の会社の出身者														○
伊藤 伸介	他の会社の出身者														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 弘	○	独立役員	直接会社経営に関与された経験はありませんが、総合商社に長年勤務され、経験及び知識が豊富であり、その知見により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 同氏は、当社と一切の取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
山田 学		——	佐渡汽船株式会社で長年経理業務に携われ、また同社専務取締役として直接会社経営に関与された経験もあることから、経験及び知識が豊富であり、その知見により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。
伊藤 伸介		——	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての企業会計等に関する豊富な専門的知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 <small>更新</small>	2名
---------------------------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 <small>更新</small>	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、ストックオプション制度や業績連動型報酬制度等は導入しておりませんが、業績を勘案して報酬金額を決定しております。

なお、企業業績との連動性を高めた報酬制度の確立のため、年功的要素及び報酬の後払い的要素の強い役員退職慰労金制度を平成22年5月28日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年2月期の役員区分ごとの報酬等は以下の通りです。  
取締役(社外取締役を除く3名)の報酬等の総額 18,000千円  
社外取締役(1名)の報酬等の総額 720千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局を担当する管理部が、社内情報の提供や会議資料及び議案の事前送付に努めております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は取締役会及び常務会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。取締役会は、経営方針やその他重要な意思決定を行う機関として、全監査役出席のもと、毎月開催しており、必要に応じ臨時取締役会を開催する体制をとっております。

また、常勤取締役並びに常勤監査役が出席する常務会が設置され、取締役会の事前審議機関として業務執行の迅速な対応に努めております。なお、業務の進捗管理及び会社が直面する諸問題や方向性に関する議論を尽くし、最善の決定・選択を導き出すことを目的として、常勤役員と各部門長が出席する経営会議を毎月定期的に開催しております。

報酬については、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める旨規定しており、監査役の報酬等についても株主総会の決議によって定める旨当社定款に規定しております。なお、株主総会の決議により決定した年間報酬総額の限度内で、経営環境、業績、社員給与との整合性等を考慮して、各取締役の報酬については取締役会の付託により、役位、就任年数を勘案して代表取締役社長がこれを決定し、各監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役3名(うち常勤監査役1名)で構成される監査役会の機能と、常勤監査役と内部監査室が連携して監査を行うことにより業務の適正を確保しております。また、社外取締役の登用による取締役会の監督機能の強化により、経営の透明度を高め、経営の監視が十分に機能するものと判断し現在の体制を採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、IR情報開示の考え方を「ディスクロージャーポリシー」として、平成20年に制定し、ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	四半期決算短信、決算短信、有価証券報告書(四半期報告書含む)や適時開示情報及び任意開示情報等もホームページに掲載しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成21年2月21日よりディスクロージャー規程を施行し、関連法令、諸規則を遵守することに加え、ステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを定めております。	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの立場の尊重に係る取組みの一環として、「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、ホームページに掲載いたしております。	
その他	個人情報保護に関する基本方針及びその取扱い基準を明確にし、社内規定として役員及び従業員に周知徹底するとともに、パート社員、派遣社員は勿論のこと、全社員から「誓約書」を徴求しております。また、プライバシー・ポリシーをホームページに掲載しております。	

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について以下のとおり定めております。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理を果たすため、「企業倫理憲章」及び「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス行動規範」を定めており、これらを誠実に行動するための基盤とするとともに、法令、定款、社内規程などの遵守を確保するための啓蒙活動を継続的に実施する。
  - b コンプライアンス委員会において、会社全般に係るコンプライアンスの進捗状況の把握と必要施策の立案を行い、定期的に取り締役会、監査役に報告するものとする。
  - c 取締役及び使用人の職務執行状況は、監査役会及び内部監査室のそれぞれの監査方針、監査計画に基づき監査を受ける。
  - d 内部監査室は、定期的に事業活動の適法性、適正性を監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、内部監査計画書を作成して監査役会と連携してこれを行う。
  - e コンプライアンス体制に反する行為を早期に発見し、是正を図るため、社内通報制度を整備し運用する。
  - f 社会の秩序や安全の脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、取締役の職務執行に係る情報の取扱は、当社規程に従い、文書または電磁的媒体により適切に記録、保存し管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うこととする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a 当社は、全社的危機管理システムを体系的に定めた「危機管理計画書」を制定する。
  - b 「リスク管理委員会」を設け、危機管理計画書の更新やマニュアル等の整備、取締役会に対する運営状況の定期的な報告を行うこととする。
  - c 「リスク管理委員会」は、各部門における個々のリスクを継続的に監視するとともに、シミュレーション訓練などの実施により損失危機の未然防止に努める。
  - d 不測の事態が生じた場合は、代表取締役社長が本部長を務める「緊急対策本部」を設置し損失の軽減化に努める。
- 4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定例取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜取締役会を開催するものとする。
  - b 迅速な意思決定を行い、機動的に業務執行する体制とするために、各取締役が適切に職務執行を分担し、効率的な職務執行体制とする。
  - c 効率的な経営活動を行うため、取締役会の事前審議機関として、常勤の取締役及び監査役で構成する常務会を開催し、迅速な意思決定を行い、機動的な業務執行を行う。
- 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - a 現在、監査役を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じ、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととする。なお、監査役の職務を補助する使用人の身分の決定は、監査役の同意を得て行う。
  - b 監査役の職務を補助する使用人は、原則として当社の業務執行に係る職務を兼務せず監査役の指揮命令下で職務遂行し、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。また、その評価については監査役の意見を尊重する。
  - c ただし、前項については、兼務使用人が補助に当たる場合もあり、補助の期間が終了した場合は従前の指揮命令下に戻るものとする。なお、監査を通じて知り得た会社情報は、許可無く他の取締役・使用人等に漏洩してはならない。
- 6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - a 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
  - b 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文章を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求める。
- 7) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び使用人が、監査役に当該報告をしたことを理由として会社は不利益な取扱いを行わない。なお、当社には「内部通報制度規程」が定められており、従業員等が法令違反等に関する通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがない旨を定めている。
- 8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門は、その支出を証明する関係書類を確認し、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- 9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a 監査役は、代表取締役及び取締役と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。また、内部監査室と連携を図り、適切かつ効率的な監査業務の遂行を図る。
  - b 監査役は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
- 10) 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効に運用し、かつ、運用評価及び有効性の確認を継続的にを行い、必要に応じて改善を行うものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動憲章」及び「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス行動規範」に「反社会的勢力の排除」を定めており、必要に応じて、警察等関係機関及び顧問弁護士とも連携し、毅然とした態度で対応していくことを基本方針としております。

当社は反社会的勢力に対する対応統括部門を管理部としており、情報の一元管理、社内研修等により社内体制の確立を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

近年わが国においても、企業の成長戦略として企業買収や事業買収という手法が多用されておりますが、当社といたしましても、市場原理に基づく当該手法が企業の成長にとって重要なものであると認識しております。

しかし、近時の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった買収方法も見られ、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を要するもの等、対象会社の企業価値とりわけ株主共同の利益に資さないものも少なくはありません。

しかしながら、当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意志に基づいて行われるべきものと考えています。

したがって、現時点における当社取締役会は、「買収防衛策」を導入する考えはございません。

ただし、株主の皆様が「買収防衛策」の導入を推奨される場合は、当社取締役会において検討させていただき、定時株主総会または臨時株主総会に付議いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に関する当社の基本姿勢

当社は、株主や投資家、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様にも、当社に対するご理解を促進し、より適正な評価をいただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む。)を公正かつ適時・適切に開示を行います。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

情報開示の体制につきましては、社長を最高責任者とし、情報担当役員をはじめ社内関係部署が連携し、公正かつ適時・適切な情報開示を行う体制を構築しております。

(1) 決定事実の適時開示

当社に係る重要な決定事実は、取締役会の決議に基づき適時開示を行っております。管理部情報担当は取締役会の付議事項をあらかじめ入手し、決議事項のうち開示対象となる重要な決定事実について、取締役会決議後直ちに開示の手続きを行っております。

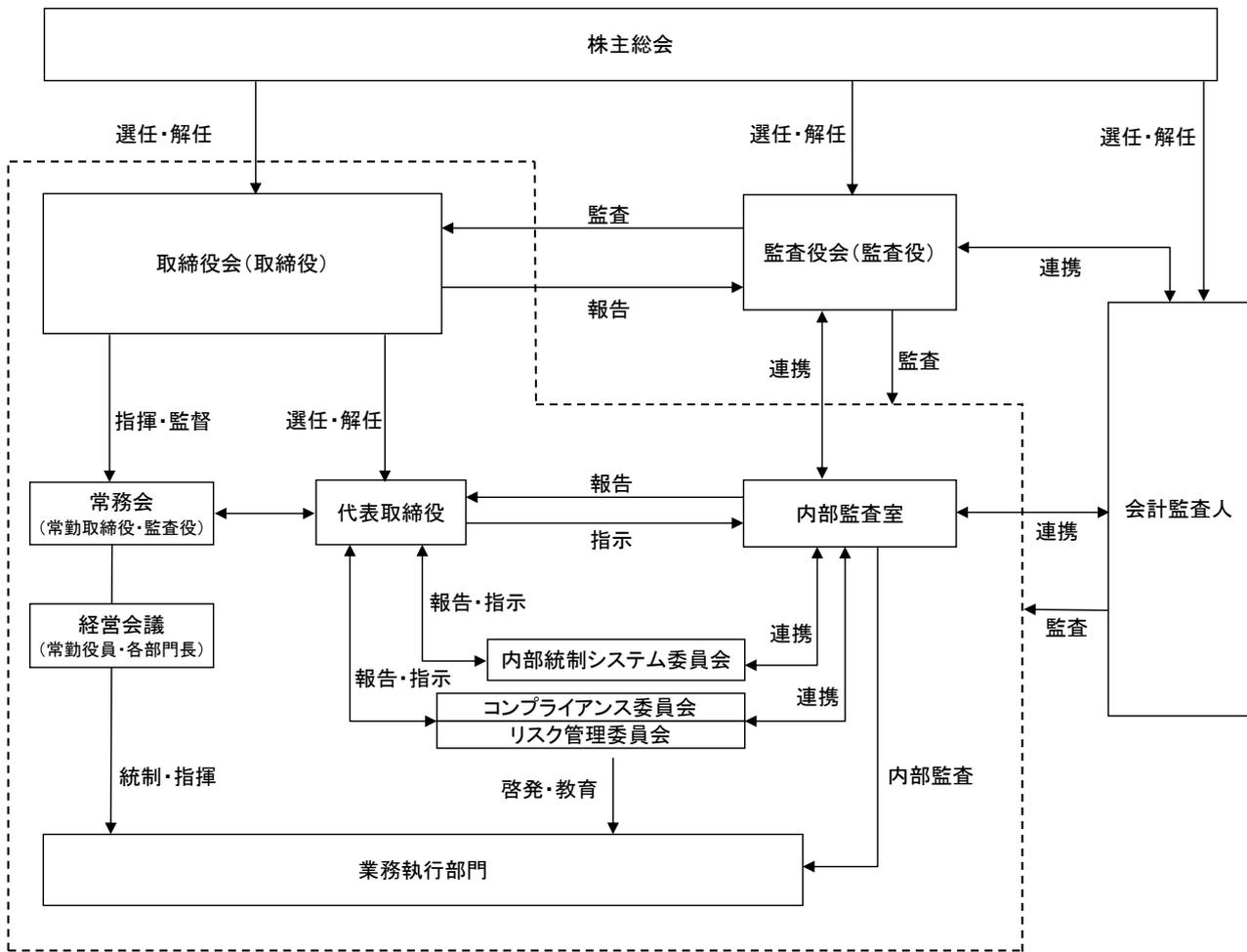
(2) 発生事実の適時開示

該当事項が発生した場合、各部門所属長から管理部情報担当へ速やかに報告される体制をとっております。管理部情報担当は、適時開示の対象となる事項であるか確認し、開示が必要なものについては、直ちに開示の手続きを行っております。

(3) 決算情報の適時開示

決算情報担当部署の管理部にて、決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、開示の手続きを行っております。

【参考:コーポレート・ガバナンス模式図】



## 適時開示体制の概要図

